# 令和3年第2回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和3年2月4日(木)午後3時00分から午後3時35分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室
- 3 出席委員(8名)

会 長 8番 大野 久男

会長職務代理者 7番 朝倉 友子

委員 1番 芝野 茂

2番 長谷川 貴子

3番 杉田 裕

4番 小川 博

5番 岩井 秀喜

6番 鈴木 薫

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
    - 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 配分計画(案)に対する意見について
    - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明 願について
    - 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用届出に伴 う工事完了報告について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実 農業委員会事務局次長 小川 浩昭 農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(2名) 日暮 秀男 小川 和男 ◎開会

午後3時00分開会

## ○事務局長(湯浅実)

現在、緊急事態宣言が発令されております。その関係で農地利用最適化推進委員に おかれましては、直接、関係する方のみの出席とさせていただいておりますので、ご 了承願います。それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

# ○議長 (大野久男)

ただ今より、令和3年第2回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

### ◎議事録署名委員の指名

# ○議長 (大野久男)

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

# ○議長 (大野久男)

それでは、4番 小川博委員、5番 岩井秀喜委員にお願いします。

## ◎会議書記の指名

#### ○議長(大野久男)

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務 局職員の小川氏と青木氏を指名します。

### ○議長(大野久男)

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1について、事務局の説明を求めます。

## ○事務局長(湯浅実)

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。 場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字十五町歩、地目は登記簿が畑・現況は田、農振農用地で面積は1,041㎡他3筆で、合計4,329㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は5人、申請事由は、譲渡人が経営規模の縮小になり、譲受人は経営規模の拡大を図るというものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果を

ご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件 及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面 積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は水田と一部畑になり、譲 受人は許可後、水稲を作付けする計画であり、問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

# ○議長 (大野久男)

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

## ○5番(岩井秀喜)

現地調査について報告いたします。申請地については、水田及び畑として適正に 管理されておりました。問題ないと思われます。

## ○議長 (大野久男)

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたらお願いします。

# ○農地利用最適化推進委員(日暮秀男)

問題ないと思われます。

# ○議長 (大野久男)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

#### (挙手なし)

## ○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

## (賛成者挙手)

## ○議長 (大野久男)

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。

続いて、議案第1号整理番号2について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号2については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、1ページ 議案第1号整理番号2についてご説明させていただきます。 場所については、3ページをご覧ください。

農地の所在は、押付字上、地目は登記簿・現況共に田、面積は178㎡他5筆で、合計1,486㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は5人、申請事由は、譲渡人が千葉ニュータウン事業の代替農地の処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るというものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果を ご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件 及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面 積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は休耕田になり、譲受人は 許可後、水稲を作付けする計画で、周辺も水稲を作付けしており問題ないと思われま す。

以上で説明とさせていただきます。

#### ○議長 (大野久男)

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

#### ○ 7番 (朝倉友子)

今回、申請された押付の農地について、現地を確認したところ、周辺が水田地帯で、申請地は適正な管理が行われている状況で問題はないと思われます。

#### ○議長(大野久男)

続いて、農地利用最適化推進委員の小川さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(小川和男) 適正に管理されており問題はないと思われます。

# ○議長 (大野久男)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手あり)

○議長(大野久男)はい、芝野委員。

# ○1番(芝野茂)

この図面を見ると土地に入って行くために、細い所は道路ではないのですか。

# ○7番(朝倉友子)

全て田になります。県で購入した時に田の進入路とするためこういう形状になったらしいです。

- ○議長(大野久男) よろしいですか。
- ○1番(芝野茂)はい。
- ○議長(大野久男) 他に発言ございませんか。

(挙手なし)

## ○議長 (大野久男)

他に発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。 議案第1号整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

## (賛成者举手)

## ○議長 (大野久男)

挙手全員、よって、議案第1号整理番号2については、許可することに決定しました。長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

# ○議長 (大野久男)

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、4ページ 議案第2号整理番号1から3までについてご説明いたします。 場所につきましては、6ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が安食字大洲、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,983㎡他4筆で、合計9,825㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が西字中割、地目は登記簿が畑・現況は田、農振 農用地で面積は1,361㎡です。

最後に、整理番号3 農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振 農用地で面積は2,700㎡他3筆で、合計7,166㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。 期間は、令和3年2月22日から令和13年2月21日までの10年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により3名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

# ○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

## (挙手なし)

## ○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (賛成者举手)

#### ○議長(大野久男)

挙手多数、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

## ○議長 (大野久男)

次に、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

## (賛成者挙手)

## ○議長(大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

最後に、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

# (賛成者举手)

# ○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

# ○議長 (大野久男)

次に、議案第2号整理番号4について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号4については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、5ページ 議案第2号整理番号4についてご説明いたします。

場所については11ページをご覧ください。

農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,176㎡ 他3筆で、合計12,478㎡です。

貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和3年2月22日から令和13年2月21日までの10年間となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権の設定により規模拡大を図るものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号整理番号1により合意解約を行い、新たな借受人に農地を貸付けるものになります。

借受人は認定農業者になり、耕作状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可基準の地域との調和要件、全部効率利用要件及び、常時農作業従事要件を全て満たしており問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

## ○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

#### (挙手なし)

#### ○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

## (賛成者挙手)

#### ○議長(大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号4については、原案のとおり決定しました。 小川委員は、入室し着席をお願いします。

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題とし、整理番号1と整理番号2について、一括して事務局の説明を求めます。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、12ページ、議案第3号整理番号1と2について、ご説明いたします。 場所については、議案第2号と同じになりまして、6ページと7ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が安食字大洲、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,983㎡他4筆で、合計9,825㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が西字中割、地目は登記簿が畑・現況は田、農振 農用地で面積は1,361㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10アール当たりの賃借料は、整理番号1が1.5俵相当額で整理番号2が1.5俵 になります。期間は、令和3年2月22日から令和13年2月21日までの10年間 となっております。

この案件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸 人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

#### ○議長(大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

#### (挙手なし)

#### ○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

#### ○議長(大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

## ○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに

賛成の方の挙手を求めます。

# ○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

# ○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号3について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号3については、岩井委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、13ページ、議案第3号整理番号3について、ご説明いたします。 場所については、議案第2号と同じになりまして、8ページから10ページまでを ご覧ください。

農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,700㎡他3筆で、合計7,166㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10アール当たりの賃借料は、1.5俵になります。期間は、令和3年2月22日から令和13年2月21日までの10年間となっております。

この案件も、農地の中間管理権を取得する公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

### ○議長(大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

#### (挙手なし)

# ○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

#### ○議長(大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。岩井委員は、入室し着席をお願いします。

続いて、議案第3号整理番号4について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号4については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、13ページ、議案第3号整理番号4について、ご説明いたします。 場所については、17ページをご覧ください。

農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,106 ㎡他1筆で、合計6,216㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年2月22日から令和12年6月21日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号整理番号2により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

## ○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

### (挙手なし)

#### ○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

#### ○議長(大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。小川委員は、入室し着席をお願いします。

#### ○議長(大野久男)

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

## ○事務局長(湯浅実)

それでは、14ページ、報告第1号整理番号1から4までについて、ご説明させて

いただきます。

場所につきましては、11ページと17ページから19ページまでをご覧ください。 整理番号1 農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で 面積は2, 176㎡他3筆で、合計12, 478㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,106㎡他1筆で、合計6,216㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿が田、現況は畑、農 振農用地で面積は3,354㎡です。

最後に、整理番号4 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振 農用地で面積は4、292㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、 解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、貸付人又は転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人又は転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。以上で説明とさせていただきます。

# ○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

## ○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

#### ○議長 (大野久男)

次に、報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

#### ○事務局長(湯浅実)

それでは、20ページ 報告第2号についてご説明させていただきます。

場所は21ページをご覧ください。

申請地は、安食字柚ノ木で、地目は登記・現況共に畑、面積は223㎡になります。 転用目的は、専用住宅用地になります。

本件は、申請人より転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定 第6条第14号の規定により、専用住宅が建築されていることから、転用事実確認証 明書を交付したものでございます。なお、工事完了報告書は令和3年1月18日に提 出され、翌日、現地確認を行っております。

以上で説明とさせていただきます。

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

# (挙手なし)

# ○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

## ○議長(大野久男)

次に、報告第3号 農業法施行規則第29条第1号に関する農地転用届出に伴う工事完了報告について、事務局の説明を求めます。

# ○事務局長(湯浅実)

それでは、22ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。 場所につきましては、23ページをご覧ください。

申請地は、安食字大隈、登記簿が田、・現況は畑、農振農用地で面積は2,531㎡の内198㎡になります。転用目的は、農業用施設用地で観光農園用の駐車場用地になります。

本件は、申請人より工事完了報告書の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第12号の規定により、令和3年1月8日に現地を確認し、専決処分したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

## ○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

# ○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

#### ○議長(大野久男)

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご 発言があれば挙手をお願いします。

## (挙手なし)

### ○議長(大野久男)

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第2回総会を閉会します。

## ○事務局長(湯浅実)

起立、礼。お疲れ様でした。